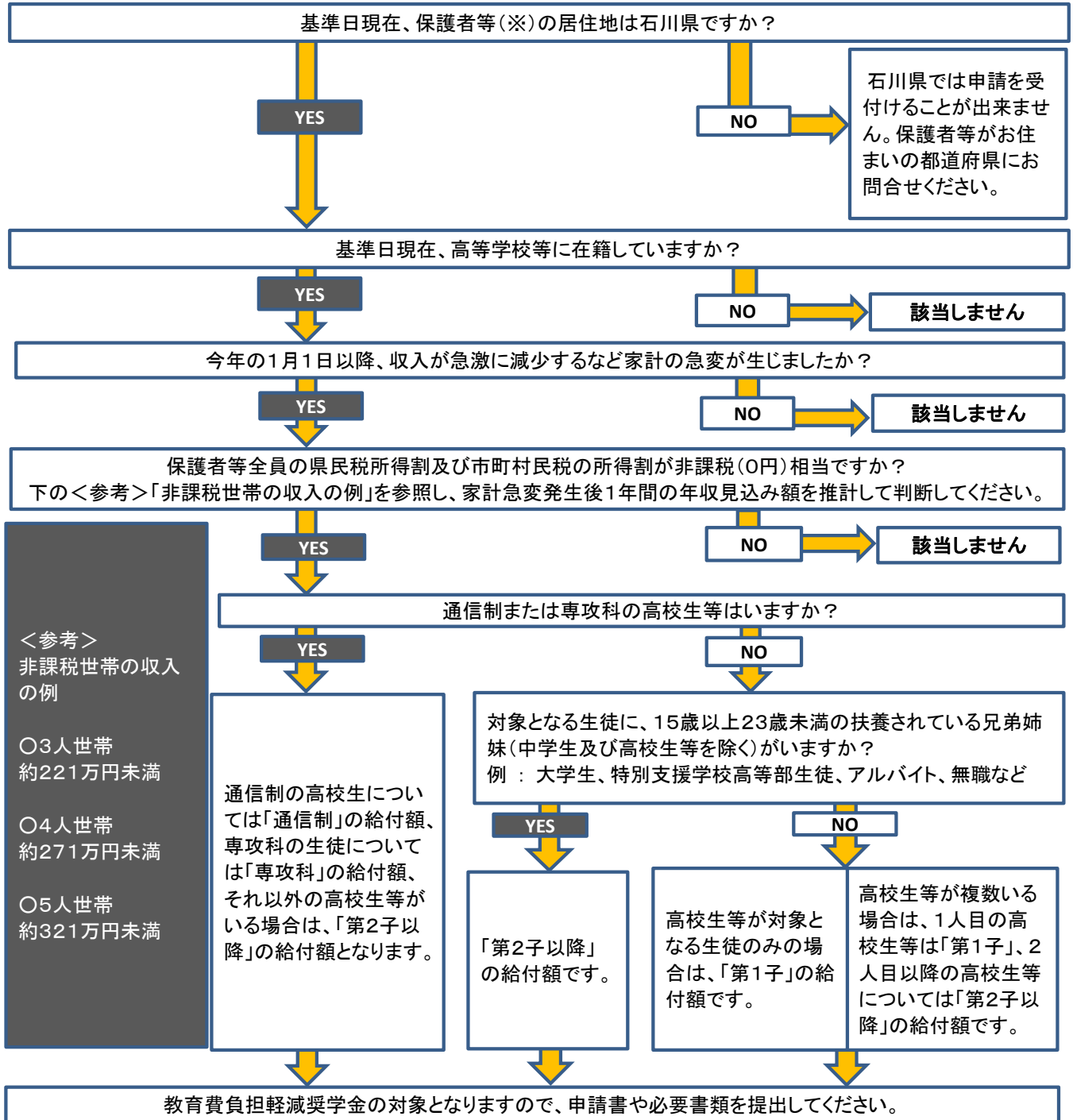


教育費負担軽減奨学金(家計急変) 対象確認シート



<参考>
非課税世帯の収入の例

- 3人世帯
約221万円未満
- 4人世帯
約271万円未満
- 5人世帯
約321万円未満

給付年額(12ヶ月分)

世帯区分	課程	全日制・定時制 国公立	通信制 国公立	専攻科 国公立
ア 非課税世帯(第1子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等		117,100円	50,500円	50,500円
	イ 非課税世帯(第2子以降) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等	143,700円		

(※)保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がいない場合は、主たる生計維持者です。(主たる生計維持者もない場合は生徒本人です。)

- ・給付年額(12か月)の支給は、家計急変が令和5年1月1日から7月1日までに生じ、指定期日までに申請書類を提出した場合に限ります。
- ・令和5年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が異なります。